

埼玉県と県内63市町村の合言葉

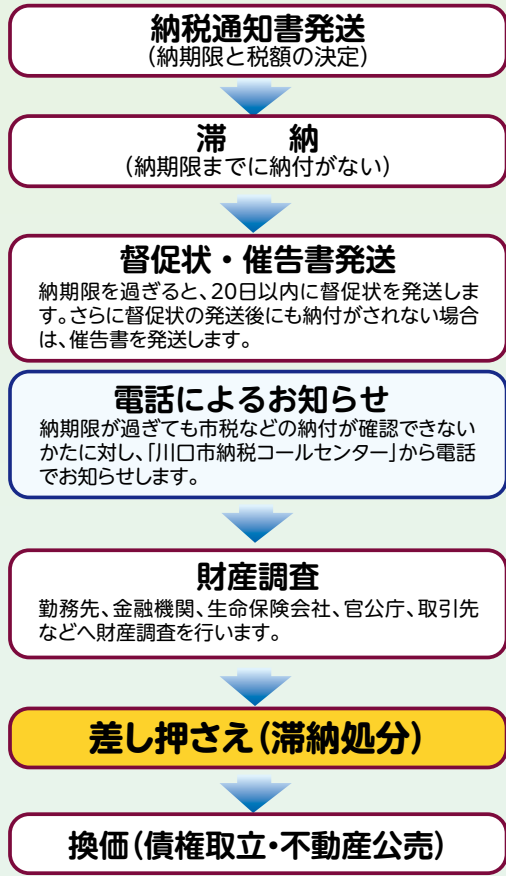
ストップ! 滞納

10月~12月は
滞納整理強化期間

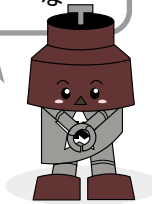
税負担の公平性や、税収入を確保するため、本市をはじめ県内63市町村と埼玉県では「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

憲法第30条に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定されていることから、税金は私たちが安心して健康な暮らしをするためには、必要不可欠なものです。多くの市民のかたが納期限内に税金を納付している中で、督促をしてもなお、納付しないかたに対しては、公平性を保つため、差し押さえ(滞納処分)により強制的に徴収をしています。

差し押さえ(滞納処分)の流れ



納め忘れのお知らせには、書類の作成などさまざまな経費がかかっています。納期限内納付で、経費の削減にご協力をお願いします。



差し押さえ(滞納処分)

地方税法では、税金を滞納した場合は、財産を差し押さえ、処分することにより徴収しなければならぬと定められています。差し押さえを受けると、所有する財産の処分が自由にできなくなり、市がその権利を得て、税金に充当します。市が差し押さえる財産は、主に次のようなものです。

- 給与・賞与・年金
- 売掛金
- 預貯金・生命保険
- 不動産
- 自動車
- 搜索で発見された財産

納税が困難なときは ご相談ください

特別な事情があり、市税などを納期限までに納付できない場合、分割での納付や、納期限を延長することができる場合があります。早めにご相談ください。

また、FP(ファイナンシャルプランナー)による生活改善型納税相談も実施しています。

- FP納税相談(予約制)開催予定日
- ・11月25日(月)
- ・令和2年2月24日(振)

延滞金が発生する場合があります

納期限を過ぎると、納付日までの日数に応じ延滞金の計算を行います。計算の結果、千円を超えると支払いの必要があります。利率は年により異なり、本年は年利8.9%(最初の1カ月は2.6%)です。
(例) 3万円の税金を納期限から1年後に支払う場合、2千500円の延滞金も合わせて納付する必要があります。

口座振替をご利用ください

市税などの納付には、安全・確実・便利な口座振替をご利用ください。
また令和2年度から、市県民税と固定資産税において、希望者には第1期の納期限日に一括で振り替えるサービス(全期前納)を開始します。

今月の納期

- 市県民税第3期
- 国民健康保険税第4期
- 納期限 10月31日(木)
- バーコードが付いている納付書はコンビニでも納められます。



問い合わせ...納税課 ☎048-259-7949 FAX048-259-4541
国保収納課 ☎048-259-7671 FAX048-254-2282